中野家住宅下の取水口	煉瓦造、幅二・五メートル、高さ二・三メートル	佐賀県藤津郡太良町大字伊福字椎木坂甲一九七八
中野家住宅門柱	石造、間口三・八メートル	佐賀県藤津郡太良町大字伊福字椎木坂甲一九七八
中野家住宅石垣	石造、総延長九七メートル	佐賀県藤津郡太良町大字伊福字椎木坂甲一九七八
旧長醫家住宅主屋	木造平屋建、スレート葺、建築面積二六四平方メートル、地下室付	長崎県松浦市星鹿町北久保免字玄道寺四九八
平田家住宅主屋	木造平屋一部三階建、瓦葺、建築面積四一五平方メートル	大分県中津市耶馬溪町大字平田字川原田一〇六二
平田家住宅新座敷	木造平屋建、瓦葺、建築面積九〇平方メートル	大分県中津市耶馬溪町大字平田字川原田一〇六二
宮崎県庁舎本館	鉄筋コンクリート造三階地下一階建、建築面積二五三七平方メートル、塔屋及び煙突付	宮崎県宮崎市橘通東二丁目三五
宮崎県庁舎正門門柱	鉄筋コンクリート造、間口八・一メートル、東西脇柱付	宮崎県宮崎市橘通東二丁目三五
宮崎県庁舎東門門柱	鉄筋コンクリート造、間口五・四メートル、北方脇柱付	宮崎県宮崎市橘通東二丁目三五
青木橋	石造、橋長九・五メートル、幅四メートル	宮崎県宮崎市大字富吉
旧上妻家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積二一〇平方メートル	鹿児島県西之表市西之表九八一九
旧上妻家住宅門	木造、瓦葺、間口二・〇メートル	鹿児島県西之表市西之表字下小牧九八一九―二

○農林水産省告示第八百四十号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十五条の二第九項の規定に基づき、平成二十六年九月十六日農林水産省告示第千二百二十四号（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第九項の農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率並びに同条第十項の農林水産大臣が定める一時金の額の算定に関し必要な事項を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年五月二日

農林水産大臣　山本　有二

別表第一を次のように改める。

別表第一

年齢	性別			
	男子		女子	
	生存数	死亡数	生存数	死亡数
0歳	100000	202	100000	178
1歳	99798	34	99822	32
2歳	99765	24	99790	20
3歳	99741	16	99770	12
4歳	99725	11	99758	8
5歳	99714	10	99749	8
6歳	99704	10	99742	8
7歳	99694	10	99734	8
8歳	99684	9	99726	7
9歳	99676	8	99718	7
10歳	99668	7	99712	7
11歳	99661	7	99705	7
12歳	99653	8	99698	7
13歳	99645	11	99691	7
14歳	99635	13	99684	8
15歳	99621	17	99676	10
16歳	99604	21	99666	12
17歳	99583	26	99654	13
18歳	99557	32	99641	15
19歳	99524	39	99626	16
20歳	99486	45	99610	17
21歳	99441	49	99593	19
22歳	99392	51	99575	20
23歳	99341	53	99554	22
24歳	99288	55	99533	23
25歳	99234	55	99510	24